平成30年(行二)第106号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 小林洋一

被控訴人 和泉市長 计 宏康

被控訴人補助参加人 社会福祉法人遺徳会理事長 嶋田 祐史

控訴人準備書面2

平成30年11月29日

大阪高等裁判所第14民事部 御中

上記控訴人 小林 洋一

被控訴人答弁書に以下反論する。

1 加配に伴う人件費の負担について

被控訴人は障害児通所支援の充実は正に和泉市の責務であり、それゆえ、機能訓練士その他の専門職の加配により生じた人件費相当額等については、一次的には、和泉市が負担すべきである。とし

本件要綱における補助対象事業を対象として、平成28年度の加配により生じた人件費相当額等を本件補助金として交付したことは、和泉市が一次的に負担すべき費用を負担したにすぎないというべきである。

と主張する。(答弁書4頁)

控訴人は、控訴理由書で述べたように加配に伴う人件費は一時的に遺徳会が負担すべきと主張しているが(控訴理由書4頁)、仮に加配に伴う人件費の増の負担が和泉市であったとしても、その負担を本件補助金で賄うことは以下の理由で許されない。

一般に、補助金とは、国・地方公共団体等が特定の事務又は事業を実施する者に対して、当該事務又は事業を助長するために恩恵的に交付する給付金をいい、相当の反対給付を相手方に求めないで交付する金銭であるという性格を有するものとされている。 (和泉市補助金等交付規則第2条 乙8)

そうすると和泉市が負担すべき機能訓練士等の加配に伴う人件費を補助金で交付する ことは、相当の反対給付を相手方に求める点で、和泉市補助金等交付規則に反し許さ れない。委託料又は負担金などの予算科目により措置すべきものである。

以上